

## 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 温室効果ガスの種類の追加

一 温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボンとして、一・二 ジフルオロエタン、フルオロエタン、一・一・一・二・三・三 ヘキサフルオロプロパン、一・一・一・二・二・三 ヘキサフルオロプロパン、一・一・一・三・三 ペンタフルオロプロパン及び一・一・一・三・三 ペンタフルオロブタンを追加すること。  
(第一条関係)

二 温室効果ガスたるパーフルオロカーボンとして、パーフルオロシクロプロパン及びパーフルオロデカリンを追加すること。  
(第二条関係)

第二 各温室効果ガスの地球温暖化係数を定め、及び変更すること。  
(第四条関係)

第三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を報告しなければならない事業者の範囲、当該排出量の算定方法等を定めること。  
(第五条から第六条まで及び別表第十三関係)

第四 この政令の施行期日及びこの政令の施行に伴う所要の経過措置について定めること。(附則関係)